

# 意見書

平成 31 年 2 月 XX 日

総務省消防庁予防課 様

住所（所在地） 静岡県静岡市駿河区南町 5 番 3 号  
氏名（法人又は団体名等） 静岡県消防設備保守点検業協同組合  
代表理事  
連絡担当者

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
1 ・ 改正概要 3 工業基準化法の一部改正に伴う改正	・ 特に異論はない。
2 ・ 改正概要 1 点検報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑を必要とする基盤（様式の中で責任を明示し責任履行の担保機能を組み込む）が変わっていない状況（むしろ強化すべき状況）の中、<u>電子申請への環境整備・報告率の改善・報告負担の軽減等を重視するあまり、消防法が規定する火災予防の推進のために、報告様式等で最も重視すべき「責任を明示し責任履行を担保する機能」が減じられている。</u></li> <li>・ 保守点検の現場で活動する事業者として、<u>押印は</u>押印者の「点検報告書様式及び点検票様式(以下「点検報告様式等」という。)」に対する責任を相互確認するほか、点検報告様式等で報告される<u>適正点検に対する責任確認のための基本として定着しており、消防用設備等に係る点検・報告制度の真実性を担保する根幹をなすものと承知。</u></li> <li>・ 以上を踏まえた意見（提案含む）は次のとおり。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>印鑑簡素化については、消防庁予防課長通知（平成14年6月11日付け消防予第173号）等を運用しながら、届出者(別記様式第1)以外の押印者を必要最小限の者に限定し、かつ署名者・署名箇所の絞り込み等を図った様式が望まれる。</u></li> </ol> </li> <li>※ 消防庁予防課長通知（平成14年6月11日）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各都道府県消防主管部長あて</li> <li>・ 消防用設備等の点検に係る運用について</li> <li>「 2 点検票について                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各点検票中の防火管理者欄及び立会者欄の押印については、昭和50年4月1日消防庁告示第3号別記様式第2消防用設備等点検結果総括表を用いている場合は、当該総括表又は個々の点検票中の防火管理者欄及び立会者欄のいずれかに押印されていればよいものであること。」</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ また、「1」の提案にとらわれず、点検報告様式等を実際に受領して、その内容等に基づき確認や指導監督を行う消防機関等（大都市部・都市部だけでなく地方の消防機関等）の事務処理への影響（負担の増加等）等も精査した上で、点検報告様式等の様式を検討することが重要と思われる。</li> <li>・ <u>消防機関等における負担増が、事業者や報告義務者の負担増としてフィードバックされないよう、改正様式に実際に関与する関係者の実態、報告様式の取扱いの実際を精査した上で、点検報告様式等の様式について検討することが望まれる。</u></li> </ul>

該当箇所	御意見
<p>3 <b>・改正概要</b></p> <p><b>1 点検報告書様式及び点検票様式における印鑑の簡素化について</b></p> <p>消防用設備等の点検については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）に対して報告義務が課されている。</p> <p>点検報告書様式については平成16年消防庁告示第9号において、当該報告書に添付する消防用設備等の種類ごとの点検票様式については昭和50年消防庁告示第14号において、それぞれ定められており、各様式において報告義務者である防火対象物の関係者以外の者（点検者、立会者及び防火管理者）の押印を求めているが、<u>消防機関において報告義務者でない者にまで押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いものと考えられる。</u></p> <p>また、各様式において防火対象物の関係者以外の者にまで押印を求めることにより、自治体における電子申請システムの導入に当たり、防火対象物の関係者以外の者すべての電子証明書が必要になり、当該電子申請システムが利用されにくくなる可能性がある等の弊害が見られる。</p> <p>以上のことから、各様式において求めている防火対象物の関係者以外の者の押印について不要とし、各様式における㊟マークを削除することとした。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p><b>2 昨今マスコミ報道され社会問題となった、わが国の世界的な大企業等による検査結果やデータの改ざん等では「安全・安心に関わる業務の形骸化、手続面重視の制度運用」が広く報道されたところであるが、<u>業法の無い消防用設備等保守点検の現場には、そうした流れを防止する仕組がないことから、大なる懸念及び危惧を抱くものである。</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こうした懸念・危惧に対する消防庁の姿勢・考え方（手続面でない適正点検の確保）を、エンドユーザーである国民に、しっかりと説明し理解を得ることが、消防法が目指す火災予防の推進、ひいては国民生活の安全・安心に繋がるものとする。</li> </ul> <p><b>3 「改正概要」には印鑑簡素化の理由が記述されているが、<u>「報告義務者でない者にまで押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いものと考えられる。」とし、「本人確認を行う法的必要性のないもの」として、具体的に「防火対象物の関係者以外の者（点検者、立会者及び防火管理者）」を明記している。</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>上記「防火管理者」とは、消防法第8条が明文で規定し、昭和35年の法改正を含む数次の法改正により「人」による火災予防体制の核となる存在として法的に位置づけられた「報告内容を履行する消防法上の当事者」そのものであると史料される。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 消防基本法制研究会編著「逐条解説 消防法 第四版」119～141 ページ</li> </ul> </li> <li>・ <u>同様に「立会人」は、消防庁課長通知（平成11年6月14日付け消防予第145号）で「設備点検時には建物関係者が立ち会って適正な点検が実施されているか確認する」との指導に基づく者であり、直接的な報告義務者ではないが、「適正点検の確保」に関わる当事者そのものである。</u></li> <li>・ <u>また、「点検者」について、消防法は消防法違反に対する両罰規定（第45条）を設け、罰則適用の対象者として報告義務者等のほか「行為者」を規定していることから、無資格者点検における点検実施者が複数の場合、消防法第45条の「行為者」に該当することも想定される。</u></li> <li>・ <u>以上から、様式改正がシステム利用面を重視する中、報告様式の基本となる真実性の確保、責任の所在、法令遵守確認のための必要最小限の記載事項（これは報告義務者の負担ではなく義務である）が確保されているか懸念・危惧するものである。</u></li> </ul>

該当箇所	御意見
<p>(前ページから続き)</p>	<p><b>4 合わせて、下記3点は、消防法の根幹に関わる事項であるので、消防庁として本事案の関係者にしっかりと説明することが望ましいと思われる。</b></p> <p><b>1) 消防法第8条に規定する「防火管理者」が「消防機関において報告義務者でない者にまで押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いもの」とされるが、点検報告様式等の報告では、消防法第8条が規定する「消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備」の当事者である「防火管理者」と消防法第17条の3の3の報告義務者の両者（実体面及び手続面の責任者）が一体なって報告することで、点検・報告制度の法目的を実現してきたとの観点に立つと、「防火管理者」は、消防法の文言上の報告義務者ではないにしても、本当に「(略)押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いもの」なのか。</b></p> <p><b>2) また「点検者」も「(略)押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いもの」とされるが、「点検者」は正に消防法第45条[両罰規定]の「行為者」に該当し罰則適用の対象者になる可能性があると思料されることから、本当に「(略)押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いもの」なのか。</b></p> <p><b>3) 「立会者」については、「消防用設備等の適正な維持管理を担保する点検及び報告制度の信頼性を損なわないため点検実施時の立ち会い等」を指導した課長通知に基づくものと承知するが、<b>改正様式の取扱い「立会者は押印を求め、本人確認を行う法的必要性は無いもの」は、原通知の指導姿勢に影響を及ぼさないか。原通知の立会者に係る指導姿勢が、結果的に変更されることにならないのか。</b></b></p> <p><b>5 報告義務者の負担軽減のための本人確認に係る簡素化（押印の簡素化）に伴い、改正様式が形式的な記載に対する抑止機能を減退させることに危機感を抱く。</b></p> <p>・ <b>以上の総括として、保守点検が、独立した単独行為として存在するのではなく、点検報告様式等に基づく報告事項の確認や消防用設備等の機能確保のための指導監督など一連の関連業務の中に位置づけられていることを踏まえ、先の提案事項（下記の「1」）を再度提案する。</b></p> <p><b>1 印鑑簡素化については、消防庁予防課長通知（平成14年6月11日付け消防予第173号）等を運用しながら、届出者（別記様式第1）以外の押印者を必要最小限の者に限定し、かつ署名者・署名箇所の絞り込み等を図る形の様式が望まれる。</b></p>

該当箇所	御意見
<p>4</p> <p>・ 改正概要</p> <p>2 点検報告書様式における記載内容の見直しについて</p> <p>(2-1) 点検結果報告書への「有資格者点検／要・不要」欄の新設について</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>・ <u>点検結果報告書への「有資格者点検／要・不要」欄の新設は、消防法が基本とする「有資格者点検」の形骸化を促進させる懸念があるので、削除又は修正（備考欄への注記追加等含む）の対応が必要と考える。以下、その理由及び代替案。</u></p> <p>1 無資格者点検でも有資格者点検でも、点検・報告の要領・基準は同じである。報告義務者が「有資格者点検／不要」をマークした場合は、自らが消防法令の規定する点検実施者としての義務を負うことを自覚させ、その徹底を図る必要がある。</p> <p>2 特筆すべきは、改正案を審議した消防庁予防課「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討会（以下「消防庁検討会」という）」で、今の消防用設備等が既に無資格者で保守点検できるような簡単な設備でなくなっていることから、無資格者点検の拡大を危惧し、消防法の法目的を徹底する意味では逆に「有資格者の範囲を拡大すべき」との意見が出されていることである。</p> <p>3 また、消防庁検討会での事務局報告では「無資格者でも良いとされる場合でも、調査したほとんどのケースが有資格者点検となっており、特に問題が発生していなかった」とされている。</p> <p>4 <u>これらを裏づけるように、東京消防庁をはじめ政令市消防局では、「無資格者でも良いとされる場合でも、資格者による点検が望ましい、推奨する」ことを公式ホームページ上で公表している（下記は全て関係者自ら行うことができる部分に関する記述）。</u></p> <p>・ <u>点検時の安全面などを考慮</u>し有資格者点検を推奨（東京消防庁）</p> <p>・ 有資格者点検以外の点検実施者に有資格者を明記（横浜市消防局）</p> <p>・ 有資格者による点検が望まれる（大阪市消防局）</p> <p>・ <u>確実な点検を行う</u>ために有資格者点検が望まれる（札幌市消防局）</p> <p>・ 関係者が自ら行うこともできるが、<u>消防庁告示が定めた基準で点検実施する必要があること・専用の工具や点検機器等が必要となること</u>を明記（福岡市消防局）</p> <p>・ <u>消防用設備等は特殊なものである</u>ため、専門的な知識を持つ有資格者による点検を実施するよう指導している（さいたま市消防局）</p> <p>・ 点検には<u>特殊な点検器具や知識が必要となることから注意が必要</u>であり資格を持った人が点検を行うよう指導（神戸市消防局）</p> <p>・ <u>確実に点検を実施する</u>ために有資格者点検が望まれる（仙台市消防局）</p> <p style="text-align: right;">ー以上、抜すいー</p>

該当箇所	御意見
<p>(前ページから続き)</p>	<p>5 当組合内の検討会で出た意見と同趣旨の意見がインターネット上で公開(下記)されていた(関西地域の不動産管理会社)。</p> <p>「消防法施行令36条で定められた防火対象物は、(略)。<b>消火器を初めとした消防用設備は普段使用することはなく万一の時に、正常に機能するように管理しなければならないため重要な点検になります。</b>資格があるだけで点検を行うことはペーパードライバーが車を運転するようなもので非常に危険を伴います。</p> <p><b>正しく点検を行うだけでなく消防用設備が法令基準に従って維持管理できているかどうかの判断や法令改正で設備の更新をしなければならなくなった時に、改正内容を理解して対応すること、などそういったことも考える必要があります。</b>建物を利用する人々が安心して過ごすことができるようにするためにも経験が豊富な点検会社に検査を依頼することをお勧め致します。」</p> <p>6 以上を踏まえ改正様式について次のとおり総括。</p> <p>(1) 消防庁検討会で事務局が報告した「国民生活で特に問題が無く、より消防法の法目的推進に資する形で実施されている有資格者点検の現況」を直視しこれを改正様式検討の基本とすべきと考える。</p> <p>(2) そして、報告率向上等を目的としたと思われる「無資格者点検の喚起」及び「それに沿った点検報告様式等の改正」は、<b>これまで消防庁の指導に基づき消防関係者や保守点検の現場関係者が実施してきた「適正点検の確保」の取組に大きな影響を及ぼす可能性が高い。</b></p> <p>(3) <b>点検報告様式等の様式改正に当たっては、これまでの取組を踏まえた上で、有資格者点検の充実を図り、そのための環境設備を推進すべきである。</b></p> <p>(4) <b>よって、「有資格者点検／不要」の文言・項目は削除又は修正すべきと考える。</b></p> <p>(5) 具体的には、新設項目は「資格の有無」の報告ではなく、「法令遵守による適正点検実施(立会実施の報告、防火管理者の関与申告等)」など。</p> <p>その場合でも、少なくとも備考欄に「報告義務者が点検義務者となる場合は消防法令上の義務(基準等の了知及び試験器具等の具備等)を新たに負うこと」及び「現行消防法は有資格者点検を原則とすること」を明記すべきと考える。</p>

	該当箇所	御意見
5	(2-2) これまで無資格者でも良いとされる領域において、保守点検業者が有資格者を配備し消防法令等が規定する試験器具等を用いて点検を実施することで火災予防の推進を、ひたむきに支えてきた事実と改正様式への期待について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体消防を基本とする消防法の基盤は、市町村等の消防士や消防団員等であり、更には火災予防のため 24 時間・365 日、地域の現場で消防用設備等の保守点検に従事する消防設備士や点検資格者、消防用設備等保守点検業者の社員等と承知。</li> <li>・ 無資格者点検の喚起を行う領域での有資格者等の貢献及び国民と日々向き合う業者が把握する現況についての聴取状況を鑑みて、<u>同じ法律（消防法）の適用において、消火と火災予防のマンパワーの扱いにアンバランス（不公平・不整合）が生じていないか（業法制定が必要とされる所以）。</u></li> <li>・ 建物管理会社等の管理等を主とする関係者でなく、<u>現場で汗を流す保守点検従事者や厳しい事業環境の中で有資格者の雇用等を行い、法令遵守による保守点検業務を日々行う「地域に根差した保守点検業者が地域防災力の担い手」となっている事実。そして、その領域で進行する変化。⇒ 意見 No7, 8</u></li> <li>・ 消防の本旨である“現場のマンパワー”が制度及び報告様式の基本であるという共通認識に立ち、報告様式が検討されることを期待してやまない。</li> </ul>
6	(2-3) 点検実施者の記載における有資格者点検と無資格者点検との取扱いの差異について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>無資格者点検は点検者全員を記載しなくても良いのに対し、有資格者点検では点検者全員について資格種別や講習受講経歴等を詳細に記載することになっている。</u></li> <li>・ 同じ法律（消防法）の適用において、点検報告様式等における有資格者点検と無資格者点検の点検実施者の記載で、アンバランス（不公平・不整合）が生じている。よって、<u>無資格点検実施者についても、有資格者点検における記載原則（全員記載）が、いうよりは、消防法が規定する点検報告に基づく同一の記載原則が適用される必要がある。</u></li> </ul> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防法第 45 条罰則(両罰規定)でいう「行為者」及び有資格者点検（適用すべき点検要領・基準等は共通であること）との<u>法的な整合性。</u></li> <li>2 点検報告様式等における報告義務者等の負担軽減に伴い、消防機関等が別途、本人確認等が必要となるなど、<u>消防機関等における負担増が報告義務者等へフィードバックされることの防止。</u></li> <li>3 <u>改正様式が明記する「有資格者点検・不要」を見て、「消防法の適用がない」、あるいは「資格が要らないから自由にやって良い」といった思い込みや誤解から生じる諸問題（現場の混乱、関係者の負担等）の発生防止。</u></li> </ol>

該当箇所	御意見
<p>7 (2-4) 改正様式の全国共通性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正様式が東京、大阪などの大都市部、それに続く都市部だけでなく、それぞれの地域事情を有する地方や人口減少等に直面する地方の地域社会及び地域経済を反映したものになっているか。</li> <li><b>改正様式が、全国のほとんどの地方で確立されていると思われる地域防災力を担う専門業者と資格者で構築された地域防災力の仕組みを弱体化（消滅）させることにならないか。</b></li> <li>一例を挙げると大規模災害の発災時、官公庁の災害対策本部や大多数の住民が避難する公共施設の消防用設備等の緊急点検にいかに対応するか等を含め、<b>地域が直面する様々な危機事案への対処において核となる地域防災力の確保に与える影響（地域に根差した点検業者や有資格者人材の減少・消滅等）を危惧する。改正様式が地域防災力にもたらす影響に関心（懸念）を持っている。</b></li> </ul>
<p>8 (2-5) 改正様式と消防用設備等保守点検業に係る業界の確立及び業法制定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検結果報告書の「有資格者点検／要・不要」欄新設を通じた無資格者点検の頭出しにより、実際の現場を支える消防用設備等の保守点検業者の事業環境が厳しさを増す一方で、消防用設備等保守点検業界への様々な（業種の）会社の参入が全国的に一層拡大することが想定される。</li> <li><b>再委託原則禁止・有資格者点検徹底の形骸化、歩掛かりを逸脱した安値受注の頻発等の懸念が増大しないか、また、それらに対する国民（住民）世論の動向等について、保守点検事業者として関心（懸念）を持っている。</b></li> </ul>
<p>9 (2-6) その他 ア 報告様式の分離について  イ スマホ・アプリ運用との関連性について  ウ 点検結果報告率の改善と当組合要望（平成29年8月29日提出）について</p>	<p>ア 今回改正の重点領域が、次ページに掲載した図の「1 エ. ア～ウ以外の防火対象物＝無資格者でも点検ができる」と記載してある領域とするなら、<b>2種類の異なる法適用領域における報告書様式を一つにする必要があるのか等の検討もあると思われる。資格の有無を前面に出す必要があるかの議論。</b></p> <p>イ 改正消防法施行令により平成31年10月1日から施行される「飲食店への消火器具設置の義務化」に伴い、<b>消防庁が実用化を進めている「消火器点検アプリ」についても、無資格者による点検・報告の拡大として関連づけ、今後どのような点検・報告制度を目指しているのか、国民（住民）に説明と理解を拡げていくことが重要と思われる。</b></p> <p>ウ <b>点検票様式に「改善（予定）年月日」及び「改善の具体的内容等」の記載項目を新設し実施することで、報告義務者の自律的な取組を促す提案は、報告率改善の一助になるものと考える。</b></p>



<図> 消防用設備等の保守点検ルール

静岡県消防設備保守点検業協同組合 2019.2.XX

防火対象物	1 消防用設備等の設置を義務づける防火対象物  (消防法第17条第1項の「政令で定める防火対象物」のこと)	ア 延1,000㎡以上の特定防火対象物	◎ 消防法令が定める有資格者(消防設備士等)が点検する
		イ 延1,000㎡以上かつ消防長・消防署長が指定した非特定防火対象物	
ウ 屋内階段(避難経路)が1つの特定防火対象物			
		エ ア-ウ以外の防火対象物	○ 防火対象物の関係者が点検する(無資格者でも点検ができる)
	2 上記以外の防火対象物	オ 上記以外の防火対象物	

(参考) 消防法第8条 (防火管理者)

第1項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)、その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

第2項 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第3項 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

第4項 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第5項 第五条第三項(消防機関に公示を義務づけ)及び第四項(前項の標識設置等)の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

※ 消防庁ホームページから転載（○；委員、●；検討会事務局）

下線は組合事務局

- ・ 議事録「第3回消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会/H28. 10. 11」抜すい

「**■有資格者により点検を行う範囲について■**

- 建築基準法第12条においては、建築設備、防火設備、特殊建築物の点検は有資格者でないときにならないことになっている。消防用設備等のように、有資格者でなくても点検の実施が可能であることは珍しいのでは。
- この制度ができたのは約40年前であるが、当時は、有資格者数ではなく、火災危険性が高い防火対象物に限って有資格者による点検が必要であると整理されている。最近では、スプリンクラー設備等の高度な消防用設備等が規模の小さい防火対象物にも設置されており、これらの設備については有資格者が点検をすることが適当ではないか検討していきたい。ただ、小規模な対象物に設置される消防用設備等であっても、簡便な方法で点検できるものについては有資格者でなくても点検の実施が可能と整理してはどうかと事務局では考えている。」

- ・ 議事録「第6回消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会/H30. 12. 4」抜すい

「**■有資格者による点検等について■**

- 有資格者以外が点検を実施することによる弊害が発生していないとの説明であったが、そもそもほとんど全ての点検が有資格者しか行っていない状況である。現状、1000㎡未満の建物でも無資格者による点検ができない設備がほとんどであるという観点も考えていただければありがたい。  
また、1,000㎡未満の点検報告率が非常に低いので、有資格者の範囲を広げることで点検が徹底されるという効果もあるのではないか。
- 設備のメンテナンスについては、建物管理会社に多くが依頼されることが多い。一方、トイレの巡回等の日常点検については、従業員が判子を押して確認することにより対応されており、消火器の外観点検など誰でもできるような点検のように、範囲をしっかりと考えていただくことで、建物管理会社（有資格者）の負担を減らすことができるかもしれない。
- 有資格者以外が実施することができる対象物で、実際に有資格者以外が点検をして報告をしたというニーズがありそうな対象物は、小規模な飲食店以外では、共同住宅があると思う。ただし、共同住宅の場合は、消火器以外に誘導灯などの設備も設置されているものも多くあるので、次のターゲットとして誘導灯が点検しやすくなるような環境整備をしていくことで、小規模な対象物に対する点検報告率の向上に取り組んでいきたい。」